

別表第3（第17条関係）助成金交付概要

	部門	助成団体	助成率	助成額	事業予算 (総事業費200万円)	交付回数制限	助成団体の要件	助成事業内容
1	一般コース	NPO法人、一般社団法人、自治会、ボランティア団体、PTA、こども会、その他任意団体・グループ、実行委員会等	助成対象経費の9割	(上限) 50万円	170万円	1団体につき原則連続3回まで（最終交付の年度から1年経過すれば再申請可）	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる活動の場が那覇市内であること ・3名以上の構成員がいること ・一般団体については団体の規約等を有していること ・学生団体については指導教員または指導する保護者等がいること（学生が未成年の場合は、当該指導者が助成金振込用銀行口座の管理を行なうこと） 	<p>社会貢献を行う市民活動（地域コミュニティの活性化や課題解決を目的とするもの）</p> <p>【例】 (テーマ) 子育て支援、子ども・高齢者見守り、こどもの居場所運営、防災活動など</p> <p>(活動) <ul style="list-style-type: none"> ・調査、ビジョン・計画策定、研修会、人材育成 ・コミュニティ育成を目的としたイベント ・課題解決を目的とした実証実験 ・マップ、ホームページ構築、情報誌制作 </p>
2	学生コース	高校生・大学生・専門学校生等で構成する団体・グループ、実行委員会等	助成対象経費の10割	(上限) 10万円	30万円	交付制限なし		